平成30年 第9回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年9月25日

品川区教育委員会

平成30年第9回教育委員会定例会

日 時 平成30年9月25日(火) 開会:午後1時30分

閉会:午後2時19分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委 員 冨尾 則子

委 員 海沼 マリ子

委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之

庶務課長 有馬勝

学務課長 篠田 英夫

学校制度担当課長 若生 純一

指導課長 熊谷 恵子

教育総合支援センター長 大関 浩仁

品川図書館長 横山 莉美子

保育課長 佐藤 憲宜

統括指導主事 山本 修史

統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶務係長 小林 則雄

書 記 亀田 万恵

書 記 和田 祐磨

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を 非公開とした。

次第

第39号議案 品川区立幼稚園条例施行規則の一部改正について

報告事項1 都費教職員の任免等について(休職)

報告事項2 平成30年度「秋の読書フェア」について

報告事項3 品川区立図書館の特別整理期間について

報告事項4 品川図書館エレベータ改修工事について

そ の 他 平成30年10月、11月の行事予定について

協 議 事 項 10月補正予算について

【教育長】 ただいまから平成30年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷教育長職務代理者、海沼委員をいたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

はじめに本日は議事日程の追加がございます。お手元に配付しました追加議事日程について、本日の日程に追加し議題に供することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

続いて、本日の会議の持ち方についてです。日程第2 報告事項第1 都費教職員の任免等について(休職)の会議の持ち方についてお諮りいたします。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1 第39号議案 品川区立幼稚園条例施行規則の一部改正について説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 お手元の資料1をごらんください。教育委員会は、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることとなってございます。従いまして、品川区立幼稚園条例施行規則の一部改正につきましては、補助執行先であります、子ども未来部保育課長から詳細を説明させていただきます。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 それでは私から第39号議案 品川区立幼稚園条例施行規則の一部改正 についてご説明をいたします。

まず1の改正理由ですが、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」ならびに「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布に伴い品川区立幼稚園条例施行規則の保育料減額基準について整備を行うものでございます。

次に2の改正内容をごらんください。地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚の一人親について、同法の寡婦(夫)とみなした上で住民税額を算定し、その税額に基づいて幼稚園の保育料を算出することで、未婚の一人親家庭の支援の充実を図るものでございます。

これまで品川区では、児童扶養手当を受給している世帯までを、いわゆるみなし寡婦(夫)の適用範囲としてまいりましたが、今回政令が公布されたことから、地方税法と同様の取

り扱いに変更するものでございます。

具体的には、例えば扶養親族が1人の場合、これまでは所得金額が230万円未満までの世帯については、みなし寡婦(夫)の控除を適用しておりましたが、今後は地方税法と同様に所得金額にかかわらず控除を適用いたします。

従いまして、対象範囲を拡大するものでございますが、実際に対象となる世帯数につきましては、これまでの問い合わせ件数等からごくわずかになるものと見込んでおります。

規則の改正箇所を記載した資料は、別紙新旧対照表のとおりでございまして、ホームページやポスター等で周知を図ります。

適用日は平成30年9月1日からとなります。

私から説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。どなたもございませんでしょうか。これはよりよく支援をという形の改正かと思いますが、それでは、品川区立幼稚園条例施行規則の一部改正につきまして採決いたしますが、よろしいでしょうか。

【教育長】 それでは採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めます。本件は原案どおり可決することと決定いたしました。 次は、追加議事日程 協議事項 10月の補正予算について、に移ります。

本件は区の事務事業にかかわる意思決定、意思形成過程における案件となりますが、これを事務局としては、会議の扱いとしてどう考えていますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 10月の補正予算につきましては、区議会の議決前の案件であります。 したがいまして、公正、また適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とするこ とが適切であると判断しております。

以上でございます。

【教育長】 今、庶務課長から説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づいて非公開の会議として会議日程を変更し、全ての会議の終了後に開くことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件についてはそのように決定することといたします。

では次に日程第2 報告事項の2 平成30年度秋の読書フェアについて説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは平成30年度秋の読書フェアについてご案内申し上げます。 資料3をごらんください。図書館では毎年読書の奨励と利用促進を目的に秋の読書フェア として事業を展開してございます。今回は3点ご案内申し上げます。

1点目としては、品川図書館で秋の講演会を行います。テーマとしては「極上の孤独」で、講師を下重暁子さんにお願いし、平成30年10月20日、六行会ホールにて行うこ

とになっております。周知方法は、広報しながわ、ホームページ、ポスター等ですが、既 に3日間で満員となりましたので、ホームページの掲載は終了しております。

2点目としては、秋の読書フェアで、図書館全館で秋の読書フェアをテーマに各館ごとの個別分野のテーマを設けて、本の展示を貸し出しを行います。期間は10月1日から31日で、内容は以下のとおりでございます。周知方法は同じく広報しながわ10月号の統合チラシ、ホームページ等でございます。

3点目としては、秋の子ども読書の日フェアを子供の読書活動の普及、啓発を図るため 実施します。期間は、平成30年10月1日から31日まで。全図書館でブックフェア「み んなでよもうどくしょのあき」としまして、子供向きの読書のご案内等をしながら、10 月28日には五反田文化センターで子供向けの映画会、人形劇、おはなし会、工作遊びな どを実施する予定でございます。こちらも人形劇については既に定員がいっぱいになって ございます。周知方法は広報しながわ10月号統合チラシ、ホームページ、ポスター、チ ラシでございます。

ご案内は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ、菅谷職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 下重さんの講演ということで、それがいいとか悪いとかという話ではないのですが、題として、極上の孤独とかしたんじゃ、何かぎょっとする中身であるし、題名なので中身はわからないので、孤独だと本を読んでというふうに伝えるのかなという気もするのだけど……。

【塚田委員】 この方、こういう題名の本を書いているから。

【菅谷教育長職務代理者】 書いているのかな。そうですか。僕は中身はわからない。 【教育長】 品川図書館長、どうぞ。

【品川図書館長】 こちらは元アナウンサーの方で執筆書もかなり出ておりまして、今回、「極上の孤独」ということで去年発行されたのですが、非常に人気で、今図書館でも予約が260ぐらいついておりまして、本も十何冊か購入しているのですが非常に人気が高いものです。本としても人気が高いですし、講演会等もかなり殺到しております。これは寂しい題名なのですけれども、すてきな年齢の重ね方や孤独の活用についてお話しするということで、生き方講座みたいな感じなので特に暗い内容ではないと聞いております……。

【教育長】 ということだそうです。ほかにいかがでしょうか。毎回この秋の講演会は即いっぱいになるような状況があるようで、いい人選をされているのではないかなと思います。よろしいでしょうか。六行会との共催でやりますので、会場をもっと広いところにというわけにはいかないでしょうから、なかなか微妙なところではあるのですが、私から1つだけ。エレベーターの工事が入るとかいう話を前に聞いたことがあるのですが、このときにはエレベーターは使えるのでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 エレベーターの工事期間には入るのですが、六行会ホールが地下の 1階になっておりまして、階段をおりてご利用いただくようになりますし、工事自体はま だその作業をしておりませんので、ご不便をおかけすることはないと思っています。

【教育長】 はいわかりました。

2番、3番につきましてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、平成30年度秋の読書フェアにつきましてはよろしいですか。 (「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は了承いたします。

次は日程第2 報告事項の3です。品川区立図書館の特別整理期間についての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では続けて、品川区立図書館の特別整理期間についてご案内申し上げます。資料4をごらんください。各図書館におきまして、3日から1週間程度になりますが、その図書館の規模や蔵書によって違いますけれども、全部の書籍のチェックをする期間ということで、この期間を休館させていただいて整理をさせていただきます。ご不便がないように広報しながわ等で周知させていただくとともに、常日ごろご利用の方には館内掲示やポスター、また直接のご案内でお知らせをしているようなところでございます。ご案内は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。 特にございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 例年どおりのやり方で順番にというスケジューリングになっております。 すみません、私からまた1つ。この取次施設につきましては大崎駅西口だけが載ってい ますが、ほかに取次施設というのはなかったでしたでしょうか。また、そこでの特別整理 は要らないのでしたでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 ご案内の大崎駅西口図書取次施設については児童図書が1,000冊 以上在荷しておりますので特別整理を行いますが、ほかの取次施設は予約本の受取をしているので、在荷している書籍がない関係で特別整理はございません。

【教育長】 わかりました。ほかにはございませんか。

それでは品川区立図書館の特別整理期間についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

次は日程第2 報告事項4 品川図書館エレベーター改修工事についての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 資料5のほうをごらんください。品川図書館のエレベーター改修工事についてご案内申し上げます。品川図書館では、老朽化に伴いましてエレベーター2機の取りかえ工事を行うことになりました。工事期間が全部で半年近くかかりますので、ご不便がないようにスケジューリングして進めているところでございますが、どうしましても、どちらかのエレベーターをとめている間は片方しか使えない状況がございます。特に利用者用エレベーターにつきましては、11月1日から12月末まで使えない状況がございますので、この間は階段をご利用いただくことになりますが、品川図書館は4階までご

ざいますので、お足の不自由な方等につきましては、その間の工事をずらして行っており、 職員用エレベーターをご利用いただくように案内をする予定でございます。案内に不都合 がないように、案内役の人員を配置いたしましてそちらにご案内するような形で今準備を 進めているところでございます。ご周知方法にございますよう広報しながわや図書館ホー ムページ、館内の掲示等でお知らせをさせていただいております。

またあわせまして、工事期間中に誰でもトイレの工事を行っていく予定でございます。 ご案内は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。 富尾委員どうぞ。

【冨尾委員】 職員用エレベーターをかわりに使うということですが、職員用エレベーターは点検等は問題ないのですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 同じように取りかえ工事を行いますが、利用者用エレベーターを11月に、職員用エレベーターを1月にという形で期間をずらして工事をする形になりまして、利用者の方は、職員用エレベーターにも工事期間はあまり影響はないので、利用者用エレベーターが使えない期間に逆に職員用エレベーターをご利用いただくというお手間をとっていただくような形になってございます。

【冨尾委員】 わかりました。

【教育長】 大丈夫ですか。

ただ、その職員用エレベーターが使えない時期というのは、書物の搬入なども利用者用 エレベーターを使ってやることになるのでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 まさにそのとおりでございます。ただ、なるべくご不便をおかけしないように、搬入の時間も朝早くと午後一というふうに時間が決まってございますので、その間には周りに安全の配置をして万全な形で進めたいと思ってございます。

【教育長】 時間差をつけるということですね。

そのほかいかがでしょうか。

【塚田委員】 このエレベーターは、設置してから何年ぐらい経過しているのですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 済みません、大体でございますけれども25年ぐらいだと思います。 その間、もちろん定期点検は十分に行ってはございますが、何分にも古い型でございます ので、もう替えの部品もなくなってきているということで取りかえて安全を図ります。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 よろしいですか。ほかはいかがでしょう。

はいどうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 利用者エレベーターと、職員用エレベーターは場所は違うのでしょうか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 利用者用エレベーターは入り口を入って左手にすぐにございます。 職員用エレベーターは主に図書の搬入等、あと事業者さんの出入りに使っておりますので、 建物の裏のほうから入るような形なっています。ご案内する必要があるので、そういう意 味ではその間人を立たせるような形になります。

【教育長】 多分今、海沼委員が言われたのは、例えば車椅子で利用するようなお客さんのときに、職員用エレベーターまでの動線がちょっと心配ではないかなということかなと思うのですが。

【海沼委員】 はい、そうです。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 まさにそのとおりでございまして、わからないところにございますので、入り口のところでご案内の役の人に立っていただきまして、バギーを押されている方であるとか、車椅子の方とかで階段をご利用になれない方については裏手のほうにご案内して職員用エレベーターにお乗せするまで押させていただく。職員用エレベーターだとバックヤードを通りますので、相手先のほうでお迎えする職員を置いてという形で連絡をとるような形を計画しています。

【教育長】 そのときに段差とかはないのでしょうか。大丈夫ですか。 品川図書館長。

【品川図書館長】 日ごろ、図書の搬入で使っておりますので、一応スロープだとか、 車椅子で通っても支障がないような形にはなってございます。

【教育長】 わかりました。

ほかに委員の方いかがでしょうか。よろしいですか。では品川図書館エレベーター改修 工事につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

次は日程第3 その他になります。平成30年10月、11月の行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは資料6をごらんください。10月、11月の行事予定でございます。

まず10月ですけれども、9日、10日と行政視察に参ります。場所につきましては、 岩手県の大槌町と宮古市ということで、大槌の一貫校と、それから宮古市の教育委員会等 に行く予定でございます。詳細についてはまた別途ご連絡いたします。

それから10月13日、第一日野小学校の140周年行事、また20日が京陽小学校の、同じく140周年の記念行事ということになっております。出席者はそれぞれ備考欄のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

10月23日は定例会となってございます。

続きまして11月です。11月にも2回周年行事が入ってございます。11月3日城南 第二小学校80周年でございます。こちらのほうは80周年ということで区長も参加予定 になっております。

11月17日が源氏前小学校の90周年行事でございます。

それから11月20日に学校訪問と臨時会を予定させていただいております。本来ですと13日、それから27日、こちらの第2、第4が定例となる予定なのですけれども、ちょうど議会の関係がございまして13日がちょうど決算特別委員会中ということもありま

す。ということで間をとって第3の20日ということで予定させていただきたく存じます。 20日は学校訪問を入れさせていただいております。 菅谷委員、冨尾委員、教育長につきましては鈴ヶ森小学校、海沼委員、塚田委員、教育次長につきましては中延小学校へ学校訪問ということで、こちら13時となっております。お昼なしの学校訪問となっておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いします。

10月、11月は周年行事等が入ってきますので、委員の方にはご出席いただく場が土曜日とか増えてまいりますが、スケジュール的にはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 学校訪問、これは給食なしということでよろしいですね。それでは、平成30年10月、11月の行事予定についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。その他ありますか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 それでは次に、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議に移りたい と思いますので、傍聴の方はご退室願います。

では、追加議事日程 協議事項 10月補正予算についての説明をお願いいたします。

— 了 —